

証券関係国会審議録（一） 解題

二 上 季 代 司

はじめに

本資料集『昭和統編』は、既刊『戦後編』（全一〇巻および別巻二巻）に続き昭和四〇年から平成元年（一九六五年）八九年）までの証券市場関係資料を網羅的に収集する。このうち本第一巻は第四九回臨時国会（閉会中審査）、第五〇回臨時国会、第五一回通常国会、第五二回臨時国会（閉会中審査の一部）における審議録を収録している。審議期間は、昭和四〇年八月から四一年八月までのわずか一年間に過ぎない。しかし、これらの審議を経て立法化された法案のいくつかは、昭和四〇年不況を境として、わが国証券市場の枠組みを大きく変える重要なものを含んでおり、できるだけ細部にわたって収録する方針をとった。このため、収録対象期間が短い割には相対的な分量となった。

本巻に収録された審議録の対象は、①昭和四〇年度一般会計補正予算（第三号）案（四〇年度補正予算案と略——以下同じ）、②昭和四〇年度財政処理特別措置法（財政特例法案）、③昭和四一年度一般会計予算案（四一年度予算案）、④金融・証券に関する件、⑤租税

特別措置法一部改正案、⑥商法一部改正法案（会社法改正案）、⑦公認会計士法一部改正法案、の七点である。

内容は、大きく三つに分かれる。

第一は、国債発行をめぐる審議である。戦後わが国は、「均衡予算主義」「公債不発行主義」の方針を掲げてきたが、上記の①四〇年度補正予算案と②財政特例法案ならびにこれに続く③四一年度予算案は、これを大転換させるものであった。これを契機に国債発行は常態化してわが国の財政は「国債を抱いた財政」となり、金融政策の運営は財政政策との協調を図らねばならなくなった。また、これと並行して公社債の発行市場と引受業務の再検討ならびに流通市場の整備が図られる出発点となった。それだけに、その経緯と背景、審議の経過と論点は大きな関心事項であろう。

第二に、昭和四〇年不況は金融面では株価の下落さらには「証券恐慌」として具現化した。このため、その前後で、（一）株価下落に対して取られた市況対策や証券恐慌への緊急対策と、（二）株価下落

の過程で露呈した投資家保護に反する事例に対し、立法措置を含めた対策が取られた。この時期の国会審議録には、このような諸対策に対する評価やフォローアップが含まれている。上記の④金融・証券に関する件、⑤租税特別措置法改正（売買損失準備金繰り入れへの免税措置）、⑦公認会計士法改正がこれにあたるだろう。

第三は、高度成長過程で露呈した株主権限をめぐる諸問題である。株式には様々な権利があり、それは商法旧第二編「会社」（平成一七年以降は「会社法」）に定義されている。昭和二五年にアメリカの制度を取り入れて商法の大改正が行われ、これが高度成長期の会社に関する一般規定となった。ところで、わが国企業は高度成長につれて旺盛な増資（株式発行）を繰り返し、株式売買高も株価変動と歩調を合わせて変動しながらも傾向的には増大していった。その過程で、株主権限のあり方や株式の譲渡方法をめぐって様々な問題点が露呈していった。この問題点の是正策として、昭和四一年に商法改正が行われた。上記の⑥は、商法改正法案について国会成立に至るまでの審議録を含んでいる。

このように、本巻に収録された法案とその審議録の内容は、いずれもこれに先立つ高度成長期とりわけ昭和三〇年代後半の日本経済ならびに証券市場において露呈した諸問題に対処しようとしたものである。したがって、これらの理解のためには、昭和三〇年代の証券市場が抱えた諸問題の理解が必要であろう。

ところで、本資料集戦後編の第九巻『証券恐慌』は昭和三八年か

ら四〇年末までの長期不況期を対象として、証券不況の深化の過程（一章、二章）、公社債市場（三章）、投資信託を含む証券投資・保有（四章）、証券行政（五章）、証券業者（六章）に関連する資料を細部にわたって収集している。また、戦後初の赤字国債を発行することになった昭和四〇年度補正予算は日本財政それ自体のロジックから検討する必要があるが、これについては既に大蔵省財政史室編『昭和財政史昭和二七年～四八年度』四巻（予算二）、同七巻（国債）、一四巻（資料（二）予算）、一五巻（資料（三）租税・国債）が、関連する資料とともに詳細な検討を加えている。

そこで、以下では、戦後編第九巻および大蔵省財政史室編『昭和財政史昭和二七年～四八年度』当該巻などを参考にしつつ、本資料に収集した七件の国会審議録について、若干の解題を試みたい。

一、四〇年度補正予算、四一年度本予算成立までの経過

最初に、国債発行を盛り込んだ予算案等の成り立ちと、成立までの事実経過だけを整理してみよう。

四〇年度一般会計補正予算案（第三号）^(一)は、昭和四〇年一二月二〇日^(二)第五回通常国会に提出され、二七日に成立した。また、これと同時に提出された昭和四〇年度財政特例法案は、翌年一月一八日に成立した。収入金ベース二、五九〇億円（額面二、六二七億円）の国債は一月～三月の三回にわけて発行された。

第一回発行は、法律成立の翌一九日午前、国債募集引受契約が調印、午後に募集が開始され、一月二五日募集締め切り、二八日に発行・払い込みとなっている。その後、歳入増加が見込まれ、決算段階では一、九七二億円（額面二、〇〇〇億円）の発行に減額されている。

続いて四一年度一般会計予算案は、昭和四〇年赤字国債の第一回債が発行された同じ日の一月二八日、五一回通常国会に提出され、四月二日成立した。当初予算では、公共事業費等七、六五〇億円、公債発行限度額七、三〇〇億円が計上された。昭和四一年度建設国債は四月から翌年三月まで一二回にわたって発行されたが、歳入の自然増収が見込まれたため、決算段階で六、七五〇億円の発行に減額されている。

ところで、「公債政策の導入」は昭和三八年頃から積極的に議論され始めていた。昭和三八年二月の衆院予算委員会では、当時の池田首相、田中蔵相が国債発行に積極的な答弁を行っている。このころから、予算編成では財政難が意識されるようになるからである。翌三九年一〇月に景気がピークを打ち、昭和四〇年には深刻な不況（昭和四〇年不況）に陥って、これが一〇月まで続いた。このため、高度成長期に常態化していた税の自然増収はますます期待できなくなっただけである。

それでも、昭和四〇年度本予算は均衡財政の方針にもとづき編成されたのだが、予算成立直後の五月になると、かなりの歳入不足が

予想された。しかし赤字国債を組み込んだ補正予算の編成はのびのびとなり、国会提出が一月まで引き延ばされたのは、様々な理由があった。九月中旬決算で企業利益（つまり法人税）の水準を確認したかったこともあるが、最大の理由は、国債の市中消化の条件がなかなか見極められなかったためであろう。

すでに財界は、三九年四月には開放体制移行を前に財務体質を強化するための企業減税と社会資本充実の財源として建設国債の発行を提言しているが（日本経済新聞、四月二二日）、この時点でも公社債市場が未整備のため、無理な発行は日銀引受けと同じ事態を招くと懸念を表明している。

昭和四〇年に入ると、二月一七日に財界の調査機関「日本経済調査協議会」が、六月六日に財界三団体（経団連、日商、経済同友会）が公債政策についての提言を行っているが、やはり市中消化の前提となる公社債市場の未整備を懸念材料に挙げている（日本経済新聞、二月一七日、六月六日）。

しかし六月に内閣改造が行われ、田中角栄蔵相から福田赳夫蔵相に交代した直後の七月一八日、佐藤総理が大幅減税構想を打ち出す（日本経済新聞七月一八日）。続いて七月二一日、福田蔵相が衆議院大蔵委員会で景気対策に言及するなかで「公債発行は長期的に必要」と明言する。さらに七月三十一日には昭和四一年度予算編成で本格的な公債政策を導入することを表明するのである。

ここに至って、昭和四一年度には「国債を抱えた財政」を編成す

ることが確定し、既定路線となった。すなわちそれは、公社債市場が未整備のまま、国債を発行するという決断だけが先行したことを意味した。もともと、本格的な公債政策を導入するのは昭和四一年度からであり、昭和四〇年度補正予算での歳入不足はどうするのかという問題はまだ確定していなかった。

歳入不足の補てん手段としては、①大蔵省短期証券の年度越え発行、②借入れ、③国債発行の三つが考えられた。このうち短期証券は資金繰り手段であって年度内償還が原則であり、撤回された。残る借入れと国債も、財政法四条との関係が問題だった。同条は「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」とある。このため、四条但し書きにあるように公共事業等を引き当てとする建設国債や借入の形をとらなければ四条違反となる。

この問題をクリアするため、①昭和四〇年度予算をすべて通算し当初予算の中にふくまれる建設費を引き当てにして建設国債として発行するか、あるいは②財政法を改正するか、または③財政法の例外（財政特例法案）を立法化するかのどれかを選択することになった。福田蔵相は、本格的な公債政策は昭和四一年度から導入することとし、当面の不況対策として発行する四〇年度国債は税源補てん手段であり、これと四一年度国債とは区別する観点から、①の選択

は却下され、また②は時間がかかるとの理由で却下された。こうして、八月の初旬には、大蔵省は財政特例法案を提出する意向を固め、その準備に入るようになった（日本経済新聞八月五日）。

他方、国債か、借入かの選択は、年度内の国債発行に金融界が反対していたため、なお決定に時間を要した。金融界が消極的であったのは、消化の中核と期待される都銀などがオーバーローン状態にあり、かつ従来からシ団形式で消化してきた政保債ならびに地方債、金融債等に加えて国債を割り当てられれば、消化する資金をどう工面するか、その資金繰り計画を立てる必要があったからと推量される。

一〇月一二日、福田蔵相は、昭和四〇年度補正予算について公債による財源補てんを初めて公式に表明した。その理由として、①国債は市場性があり日銀オペの対象にできること、②借入だと民間借り入れは無理だが、国債だと民間消化の建前で発行できるからであった。この時期に公式表明した理由は、国債問題をそれぞれの角度から審議していた財政制度審議会、税制調査会、金融制度調査会の審議が核心に入ったこと、年度内の国債発行に消極的だった金融界が条件付きながら賛成に回ったことがあった（日本経済新聞一〇月一二日）。

一月一二日、大蔵省は省議において、財政措置特例法案を補正予算案とともに第五〇回臨時国会に提出することを決め、併せて、減債基金制度を改める方針を固めた。国債の減債基金制度は（一）

国債整理基金特別会計法による定率繰り入れと(二) 財政法六条に基づく決算剰余金の繰り入れがある。このうち(一)は昭和二十八年以降、事実上、停止されてきた。また(二)についても、本来、一／二以上繰り入れるべきところ、歳入不足対策として昭和四〇年度、四一年度について一／五に縮減されていた。これらを本来の在り方に戻す方針が立てられたのである(昭和四三年に国債整理基金特別会計法が改正され、今日の定率繰入を基本とする減債制度が確立した)。

二、国債発行に関連する論点

以上、簡単に昭和四〇年度補正予算案、四一年度予算案成立までの経過を見たが、次に戦後堅持されてきた「均衡予算主義」「公債不発行主義」を転換させた国債発行に関連してどのような論点が議論されたのか、それをみよう。

(一) 財政政策と金融政策の協調

その第一は、財政政策と金融政策の協調の在り方をめぐってである。国債発行によって弾力的な財政運用が可能になると、総需要を管理するうえで日本銀行による金融政策との協調が重要な課題となる。また国債の確実・円滑な発行と中長期的な調達コストの抑制を目標とする国債管理政策もあらたな政策課題として浮上する。当時のわが国金融市場は依然として資金需給がタイトであり、国債消化資金をいかに確保するか、に多くの議論が集中し、それは日本銀行

の金融政策にも影響するのであった。

(二) 公債発行の歯止め

これに関連して、第二に国債発行の歯止めをめぐる議論が行われた。均衡予算主義の時代には、財政規模は自動的に「歳入」規模によつて上限枠がはめられていた。国債発行以降はそうした上限枠はなくなり、これに代替する歯止め策が必要になる。財政法五条は、国債の日銀引き受けを禁止しており、それを順守することが最低限の歯止めであったが、これに加えて様々な歯止め策が野党から出された。しかし、結局は市中消化の範囲内に抑え、発行条件は市場実勢に応じて弾力的に調整し、条件悪化の際は発行量を調整するということになった。

(三) 市中消化の方法

それでは、市中消化のためにどのような方法がとられるべきか、それが議論となった。市中消化といっても文字通り、個人による消化は公社債市場が未整備であることから無理であった。そこで、政府保証債の消化方式である引受シンジケート団方式を国債にも準用し、これに資金運用部資金による引受で補完する方式が構想された。シ団メンバーである金融機関はもちろん資金運用部の資金源も、もとをたせば大衆貯蓄であるという理屈であった。その際、国債引受シ団の範囲を相銀・信金・生保・農中にも拡大したことが大きな問題となった。相銀などは政保債のシ団メンバーではなかったからである。

本来の引き受けとは、募集行為を行ってなお残る新規証券を買い受けて発行を成立させる行為（「募集引受」）を指し、初めから取得するつもりでの「応募引受」は、本来の引き受けではないはずであった。つまり、政保債のシ団引受も「応募引受」であって「募集引受」ではない。そうした本来の引受とは言えない行為をさらに拡大することが証券サイドから問題視された。

河野通一（証券取引審議会代表委員）は「引受シ団は、本来は募集引受を行うアンダーライターによって構成されるべきだが、現状では、消化目的の『応募引受』の参加もやむを得ない。ただし今後 は本来の在り方に沿うべきである」と主張している（衆院大蔵委員会、昭和四〇年一月二四日）。

この問題は、実利上の問題とも関連していた。政保債の引受けでは、証券会社がシ団メンバー以外に募集をかけるが、この「シ団外消化」の七割を相銀等の募集額が占めていた。もし、相銀等がシ団に入れば、証券会社の取得する募集手数料はそうでない場合に比べ七割の減収になると予想されたからである。このことはまた、募集手数料の正当性にも波及した。募集しないシ団金融機関に募集手数料を支払うことは、形容矛盾だからである。

ちなみに国債の引受シ団内部では「募集取扱いに関する引受団覚書」が交わされ、この中で「証券団を除く各員は募集取扱いを行わないこと」とされた。この覚書は、昭和五八年四月に金融機関などの国債窓口販売が解禁されるまで続くことになる。つまり、引き受

けシェア一〇％の証券団のみが募集引受を行い、残りは金融機関メンバーの応募引受で消化されることが昭和五八年三月まで続いたのである。

（四） 日銀信用への依存

このように、国債の大部分を応募引受の形で取得することになった金融機関は、政保債や地方債も応募引受の形で取得しており、このうへ国債の応募引受も加われば、引受資金の確保において大きな懸念が持たれた。とりわけシ団シェアが最大である都市銀行は、同時に大幅なオーバーローンに陥っていた。そこで、第四に国債引受資金のねん出のため市中銀行保有の金融債や政保債を日本銀行が買い取れば、結局は日銀引受けと変わらないのではないか、という議論が繰り返し野党から行われた。ちなみに、昭和四一年二月より政保債を対象に時価での買い切りオペが始まり、昭和四二年二月からは発行後一年を経過した国債が買い切りオペの対象となった。これ以降、発行一年経過後の国債買い切りオペによって「成長通貨」が供給されるルートが確立されることになった。

（五） 償還計画の内容

第五に、償還計画をめぐってかなりの議論が費やされた。財政法四条は、例外的に建設国債の発行を認めているが、その二項で「償還計画」の国会への提出を義務付けている。そこで、これに準拠して四〇年度補正予算案にも赤字国債の「償還計画表」が添付されたのだが、それは昭和四〇年度に二、五九〇億円の発行、昭和四七年

度に同額を償還とあるだけで、これでは償還計画とは言えないという批判が木村禰八郎（社会党議員）から出た（参院予算委員会、昭和四〇年一月二二五日）。国会に提出義務のある償還計画とは具体的にどのようなものか、という議論が戦わされた。この議論の結果、償還財源調達をどこに求めるかという具体的な計画を示すことまで要求しているのではなく、年度別償還予定額を示せば足りるという結論になった。なお、すでにみたように昭和四〇年度補正予算および財政特例法と合わせて減債基金制度の見直しが進められることになった。

（六） 国債の上場

第六に、国債の取引所上場を中心に公社債の流通市場整備について議論が行われた。市中消化が原則であり、プライスメカニズムに則って発行条件や発行量を調節するという建前からは、国債の上場が不可避であった。ちなみに、昭和四〇年八月一九日、公社債引受協会が事業債、電力債の店頭気配を発表、一二月二日、気配発表を政債・地方債・利付金融債に拡大、昭和四一年二月七日、東証・大証で債券取引の立会を再開、六月三〇日、国債の店頭気配を発表、一〇月一日、東証・大証に国債を上場、という順序で公社債流通市場の整備が行われた（ちなみに昭和四一年一〇月一日は、昭和四〇年一月～三月までに発行された赤字国債が第一回の利払いを終えて単一銘柄に統合された日である）。

しかし、金融機関は保有国債の市中売却を禁じられたから、上場

国債の売買は極めてわずかであり、上場国債の価格形成の信頼性には疑問を持たれた。金融機関は市中売却を禁止されていたとはいえ、日本銀行が「成長通貨供給方式」の名の下で、発行一年経過後は国債買取りに応じていたから資金繰りには困らなかったのである。

こうして、公社債市場が未整備のうえで国債発行を決断したことは、本来の引き受けとはいえない「応募引受」中心のシンジケート団結成に帰結し、一年間、シ団金融機関の手に置かれた国債は日銀の買い取りで換金され償還まで保有され、市場に出てこないという慣行が出来上がった。わずかに市中で売買される国債は証券会社引受分の一〇％であった。そうした慣行は国債の大量発行によって日銀が発行一年後の買取り慣行を持続できなくなる昭和五二年三月まで続くことになる。

三、市況対策をめぐる議論

赤字国債発行を含んだ昭和四〇年度補正予算は、直接的には昭和四〇年不況による歳入不足がもたらしたものであった。ただ、この昭和四〇年不況は、金融現象としては株価低落、山一証券破綻に象徴される「証券不況」の形をとった。さきにみたように公債政策導入に至る財政問題は昭和三八年から始まるが、株価はそれより早く昭和三六年七月をピークに下落し始めた。以降、株価は上下波動を見せながらも長期的に下落、売買金額も減少傾向を示し、昭和四〇

年には山一証券の破たんが明るみに出て、日銀特融が発動される。そして先にみたように昭和四〇年七月末に福田蔵相が本格的な公債政策を表明したことで株価はようやくボトムを打ち、以後、ゆるやかに株価は回復し一〇月には実体経済も不況から脱するのである。

この昭和三六年七月から四〇年七月までの四年間に様々な市況対策が取られた。増資調整や増資の全面停止、大手証券などへの公社債担保金融、そして日本共同証券、証券保有組合の設立と株式の買い上げおよびその凍結、山一証券等への日銀特融などが続く。これらの背景と経過については本資料集戦後編第九巻「証券恐慌」解題（小林和子稿）に詳しい（またこれに関連する詳細な資料については、その一章、二章に収録されている）。

本巻所載の審議録「金融証券に関する件」は、第五一回通常国会において二月一五日より始まり、第五二回臨時国会およびその終了後の閉会中審査の八月二四日まで続けられた。この審議は、四一年度予算案の審議と重なる期間が一月半ほどあり、国債発行に関連する議論もみられる。しかし、その多くは株式凍結機関（日本共同証券、日本証券保有組合）、山一証券への日銀特融、山一証券を含む当時の大手証券がとっていた営業手法（運用預かり業務「バイカイ」や「推奨販売」など）に向けられている。

その理由は、株式凍結機関の株式買い出動や山一証券救済に日銀信用が使われていたこと、山一証券への日銀特融の直接の引き金が運用預かりの解約殺到による資金繰り悪化にあったことによる。

（一）株式買上げ凍結機関

日本共同証券は昭和三九年一月に設立され、同年一二月までに約一、九〇〇億円を買い上げ、その後、買い付けを停止して保有株の凍結に入った。日本共同証券は東証ダウ一二〇〇円防衛を意識したため、買い出動が大型株に偏り、しかも取引所市場で買い付けたためかえて幅広い売り注文を呼び込み、株価維持に成功しなかった。そこで、昭和四〇年一月、日本証券保有組合が設立された。同組合は、同年七月までに組合員である証券会社から「売り戻し条件付き」で二回に分け、五〇〇億円（本業分）、投資信託から「付け合せバイカイ」で四回に分け一八三〇億円（投信分）を買い付けた。このうち本業分五〇〇億円は昭和四一年三月末から六月初めにかけて売り戻されたが、投信分のはほとんどは凍結された。

ところで、この二つの株式凍結機関には、日証金経由で日銀信用が供与されており、その残高は共同証券で六四一億円、保有組合で一九六六億円の巨額に達していた（昭和四一年四月時点^{（四）}）。そこで問題となったのが両機関の「公共性」であった。第四七回臨時国会、四八回通常国会、四九回臨時国会での審議録「金融証券に関する件」^{（五）}では、これら凍結機関が設立され、買い出動中であり、買い付け銘柄や買い付け先はどういった基準で選別されているのか、といった質疑が繰り返されている。

買い付けが終了して以降は、凍結株を早く処分して日銀融資を回収すること、公正な処分方法とはなにか、といった論点に審議の関

心が移っている。昭和四〇年七月末を境に株価は回復し、凍結株の一部に含み益が発生し始め、同年一二月には、日本共同証券が極めてわずかだが（一億七千万）、凍結株の処分を始めた。しかし、日銀融資は日本証券保有組合のほうが多く、瀬川美能留（東証議長）は「凍結株の処分は共同証券より優先すべき」と答弁している（衆院大蔵委員会証券小委員会、昭和四一年五月七日）。また堀昌雄（社会党議員）は「放出のプログラムを作り計画的に放出すべきであること、その際はバイカイによることは望ましくない」と主張している（同委員会、五月二五日）。

投信分の凍結株は過剰株であって、不用意に売却すれば市場に逆流する恐れがあることから、日本証券保有組合は発行会社の希望を聞いて安定株主にはめ込む方針を理事会で決定した。売却方法として、世上不明朗といわれているが、ほかに大量売買の良法がなく、「付け合せバイカイ」によって執行されることとなった。^(六)昭和四〇年代には資本自由化の日程が目前に迫っており、経営権防衛目的の安定株主工作の必要性が企業経営者の念頭にあった。日本証券保有組合の凍結株処分は、この安定株主工作の一環として進められ、昭和四〇年代前半に急速に法人間の持ち合いが進むことになり、^(七)このことがまた、その後の株式市場に発行・流通両面において大きな課題をもたらすことになる。

なお、本業分については同額で売り戻したため、利益は出ないが、投信分には利益が見込まれた。その配分方法について瀬川東証議長

は「保有組合結成時の合意によって、五〇％は証券界の共同目的・地位向上に用い、残りは組合員各社に還元する」と答弁している（衆院大蔵委員会証券小委員会、昭和四一年五月一日）。

(二) 山一証券への日銀特融と再建策

「法人の山一」の名称通り大手証券の中で、法人営業や公開引受業務にもっとも熱心だった山一証券は、昭和三六年以降の株価下落の中で、流動性の低い未公開株に大きな評価損を抱え、財務状態の悪化に陥っていた。昭和四〇年五月、山一証券の経営再建策が一方紙にスクープされると、運用預かり有価証券や投資信託の解約を求める顧客が店頭に殺到し、銀行預金の取り付けに似た状況がみられるようになった。そこで、五月末、日本銀行は日銀法二五条を発動して山一証券向けに特別融資（五回に分け二八二億円）を行った。また同様の事態に陥った大井証券（のちの和光証券）にも日銀特融（五回に分け八三億円）が行われた。

その約一年後の昭和四一年六月、山一証券の再建策が決定された。それによれば、山一証券を新旧に分離して、①新山一証券を設立する。②旧山一は新山一に四〇億円を対価として営業権を譲渡し、四〇億円は新山一への出資に充てる。③旧山一は日銀特融の返済にあたる。④返済資金は不動産等の売却のほか、新山一に基準手数料を上回る手数料収入があった場合にその一定割合を追加徴収して充てる、となっていた。^(八)

本巻所載の国会審議は、ちょうどこの山一再建策の策定途上で行われたため、当然ながら国会でもこの山一再建策が取り上げられた。その際の問題関心は、第一に一私企業に対して中央銀行である日銀が特別融資^(九)を行う根拠は何かであった。また第二に、日銀特融の確実かつ早期の返済の観点から再建策は十分か、であった。そして第三に、新山一が改正証券取法に基づく免許会社第一号となることから、再建策によって左右される新山一の財務諸表は免許基準の最初の例としてふさわしいか、であった（衆院大蔵委員会、昭和四一年四月一三日）。改正証券取引法（昭和四〇年五月公布）により、証券会社はそれまでの登録制から免許制となるが、この切り替えは昭和四三年四月から実施される。しかし、山一と大井の両社は新旧分離を行つたため、新会社二社ははからずも他社に先駆けて免許を受けることになっていたのである。

四、登録制から免許制へ

（一）運用預かり、バイカイ、推奨販売

ところで、山一証券の直接の破たん原因は運用預かり有価証券の解約殺到であった。運用預かりとは、品借料を払って不特定多数の顧客から有価証券（主として割引金融債）の消費寄託を受ける業務をさす。割引金融債の募集能力のある上位一四社に兼業として承認された。品借料を上乗せするため金融債の販促手段となるし、借り受けた金融債はコール取入の担保として充当でき資金調達手段と

もなるので急速に拡大した。

資金需給がタイトで市中金融機関による株券担保金融も不十分であり、証券金融会社からの制度金融以外に証券金融の手段に乏しかった昭和三〇年代には、運用預かりは証券会社が自社の販売努力で強化できる唯一の資金調達手段ともいえた。

他方、昭和三〇年代とりわけその後半には企業の増資や起債が拡大した。当時の増資は主として株主割当額面発行であり、株価が額面を上回っている限り株主には増資払い込みのインセンティブがあった。昭和三六年から四〇年九月まで、断続的に増資調整が行われたが、それだけ増資希望が多かったことを意味し、もし調整しなければ増資の強行も可能だったといえる。こうした状況下で、証券会社がとつた営業行為が「推奨販売」と「バイカイ」であり、「運用預かり」は推奨販売の在庫金融として利用されたのである。

当時の株主割当額面増資は倍額増資が多かった。しかも増資テンポが速かったため、権利付親株の一部を売却して払込資金に充てる個人株主が多かった。証券会社はこれを買収して、新たに開拓した顧客に売り込んでいった。新規顧客の資金が親株の購入という形で増資新株の払込資金になったという意味では、証券会社のこうしたディーラー、ブローカー行為は、形はともかく実質的には「引受」業務ともいえた。

これを大規模かつ迅速に行おうとすれば次のようになる。増資しそうな銘柄をディーラー部門や兼営する投信部門に大量に手持ちし

ておき、増資発表前後に推奨銘柄リストに載せて新規顧客に一斉に売り捌いていく。増資発表後に親株の一部が売却されてくるが、これを再びディーラー部門や投信部門で引き取り、推奨販売を継続していく。その際、値段が大きく変動しないように証券会社は自社内で顧客とディーラー部門、投信部門と注文を付け合せ、これを取り所に「仕切りバイカイ」「付け合せバイカイ」として申告したのである。^(二)ディーラー部門の在庫資金が運用預かりによって賄われたことは言うまでもない。

このように、推奨販売は「引受募集」、バイカイは「安定操作」、運用預かりは「引受金融」にそれぞれ対応した役割を果たしていた。これを主導的に行っていたのが大手四社（野村、山一、日興、大和）であるが、もし大手四社がこうした引受類似行為を行っていなかったとしたら、増資のたびに株価は乱高下し、上場会社は安心して資金調達できなかっただろう。

しかしまた、運用預かりが証券会社にとって高コストで要求払い性の強い資金調達手段であり、これを価格変動リスクのある株式とすりわけ流動性も欠如した未公開株の手持ちに利用することにはきわめて大きな財務上のリスクがあったことは否定できない。

国会審議では、運用預かりについて、松井直行（証券局長）は「免許制切り替えの時（昭和四三年三月末）にこういう制度は証券金融としてはとらないという基本的体制でもっていききたい」と答弁している（衆院大蔵委員会、昭和四一年二月一八日）。^(三)また、運用預かり

に代わる証券金融が必要か否か、運用預かりが廃止されると割引金融債の販売に支障が出ないかどうか、といった議論もなされた。

また推奨販売とバイカイについては、バイカイは推奨販売を進める手段であり、これによって市場を独占し、中小証券との間に格差をもたらしていること、正当な価格形成が阻害されることをそのデメリットとして平岡忠次郎（社会党議員）から指摘され、瀬川東証議長は、バイカイに代わる大量売買の需給適合方式が必要であると、推奨販売は戦後直後の財閥株や再建整備増資株を大量に販売するために生まれたもので、取引所集中義務の下で「バイカイ」と「推奨販売」が結びついたという経緯がある。株価操作の懸念についても現在は嚴重な規定があり、デメリットがあったとしてもメリットのほうが大きい、と反論している（衆院大蔵委員会金融および証券に関する小委員会、昭和四一年五月一日）。

バイカイは証券取引所の監視下にあるという意味では「取引所集中原則」を満たしているともいえるが、取引所市場における競争売買には参加していないため「市場集中義務」を満たしているとはいえず、公正な価格形成の面では確かに問題であった。そこで証券取引審議会答申「株式流通機構の整備改善について」（昭和四二年七月一日）を受けて、昭和四二年一〇月以降、バイカイは廃止された。^(三)

(二) 売買損失準備金

昭和四〇年の改正証券取引法では、証券業特有の準備金として新

たに「売買損失準備金」が創設された（五六条）。この準備金制度は、証券不況期において手持株式の価格下落が証券会社の財務体質悪化の原因となり、それが山一証券への日銀特融を招いたとの反省から設けられたものである。

売買損益の発生は偶然であり、長期に通算すれば利益が残る性質のものではない。このような性格の損益にかかる課税の標準化は通常の損失繰戻方法では不十分であること、また将来の売買損失に備える売買益の積み立てが従前の制度では認められていなかったため、売買損の累積がしばしば財務体質悪化の原因になっていた。そこで、株式売買による利益を留保して将来の売買損失に備え、経営の安定を図ることを目的として、売買益の強制積立制度を設けたのであった。

この制度は昭和四一年九月期の証券会社決算から適用されることとなっており、本巻所載の「租税特別措置法改正」案は、一定の条件のもとで課税所得の計算上この準備金勘定への繰入額の損金算入を認める措置を含むものである。第五一回通常国会に昭和四一年三月三日提出され、三月三十一日成立している。

五、公認会計士法改正

昭和四〇年不況はまた、開示制度の問題点も露呈させた。昭和四〇年三月、山陽特殊鋼が会社更生法を申請したが、同時に同社の粉飾決算も明るみになった。この倒産は当時、戦後最大規模といわれ、

粉飾累計額も一三一億円に上った。これにより、同社および同社長が有価証券虚偽記載で告発され、虚偽不当の証明に關与した公認会計士は登録抹消された。こうした類似の事件は昭和三九年後半から目立ち始めていたのである。

すでに昭和三六年三月、公認会計士審査会は職業会計人制度の健全な発展を図る観点から、公認会計士協会の特殊法人化や公認会計士の協同組織体化が重要である旨の答申を行っていた。そこで山陽特殊鋼事件が明るみに出た直後の昭和四〇年五月、大蔵省は審査会に対しその具体的措置の審議検討を依頼した。同年一月、審査会は「公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の協同組織体の推進について具体的措置に関する答申」を提出した。この答申を受けて、公認会計士法改正案が翌四一年三月二十九日第五一回通常国会に提出され、五月二十七日成立している。

本巻所載の「公認会計士法改正案」はこの国会審議録である。提案内容の第一は、公認会計士の自治統制機能を向上させるべく、公認会計士協会を法に基づく特殊法人とし、単一会方式をとらせて公認会計士の協会加入を義務付けたことである。従前は民法上（三四条）の公益法人で、事業活動に限りがあり、未加入も多かったのである（加入率七七％）。

第二に、企業経営の規模拡大・業容多角化により監査証明業務が著しく増大・複雑化したため、協同組織体の制度（監査法人）を認めたことである。監査法人の設立を大蔵省の認可制とし、設立要件

として、社員は五人以上、すべて公認会計士であることとしている。
なお、業務執行は合名会社に準拠し、出資のみの社員は認められないこと、法人の債務は無限連帯責任としている。

六、商法改正

昭和四一年会社法（商法第二編）改正案は昭和四一年三月二十六日に第五一回通常国会に提出され、六月八日に成立している。本巻所載の「会社法改正案」はその国会審議録である。

わが国の会社法は、昭和二五年にアメリカの制度を大幅に取り入れて改正されたが、昭和三〇年に新株引受権の扱いについて部分的な改正があった後は、大きな変更はなかった。^(二四)その後、わが国は昭和三〇年代の株式ブームを経て昭和四〇年不況に至るのだが、この間、二五年改正商法のもとでは不都合なことがいくつか起こり、経済界から会社法改正の要望があった。そこで法制審議会商法部会は商法改正に着手した。これを受け政府は、昭和三九年三月商法改正案を第四六回通常国会に提出したが、株式の譲渡方式の改正に強い反対が出て廃案となり、後日、廃案となった改正案に手直しを加え、第五一回国会に提出し、成立したのであった。

改正案は、大略、次の七項目にわたる。

- ① 株式の譲渡制限制度の法定。
- ② 額面株式と無額面株式の相互変更制度の創設。
- ③ 記名株の譲渡方式を改正（株式の裏書制度の廃止、株券不所

持制度の創設）。

- ④ 議決権の不統一行使を可能にする。
- ⑤ 第三者への新株引受権付与の容易化。
- ⑥ 新株引受権の譲渡性の付与。
- ⑦ 転換社債の転換請求期間の拡張。

以下、証券市場の発展とかかわらせてこの改正七項目をみておう。

（一）株式の譲渡制限制度の法定

二五年改正商法では「定款をもってしても譲渡制限は不可」となった。これ以前には定款に規定すれば譲渡制限は可能だったのである。二五年改正商法は流通性を保証しなければならないという精神を尊重したものであったが、同族的な閉鎖会社から批判がたえずあった。とりわけ昭和三〇年代後半になると資本自由化が日程に上り、同族会社にとって経営権防衛の見地から譲渡制限の道を開くことは必要と考えられた。ただし、単純に昭和二五年以前に戻すのではなく、投資家保護の観点から、①株券に譲渡制限である旨の記載を明記する、②会社への買い取り請求など資本回収の道を開くこととしている。

（二）額面株と無額面株の相互変更制度の創設

二五年改正商法は無額面株制度を創設したのだが、額面株と無額面株の相互変更に関する規定がなかったのである。額面株は、額面以下の値段で増資はできないが、無額面株ならいくら株価が低くて

も増資は可能である。実際、昭和三十七年六月、住友金属工業が無額面株で発行価額四五円、株主に対して一対〇・六の割当てで増資を行っている。世銀借款の条件を満たすために増資が必要であったが、株価が額面を割り込んでいたための策であった。

住金に限らず、当時の大企業はオーバーボローイングで自己資本比率が低く、それを是正するための増資意欲は強かった。かくて、額面を割り込んだ株価では増資が不可能な額面株を無額面株に変更して、株価水準にかかわらず増資が行えるような法制度の整備が要望されたのである。

(三) 裏書制度の廃止と株券所持制度の創設

株式の譲渡方法は当時、裏書した株券に名義書換のための白紙委任状を添えるか、あるいは白紙委任状を付けて株券を交付するやり方で行われていた。二五年改正商法以前では、裏書や白紙委任状が偽造されていれば善意取得を認められなかった。このため、名義書換に際しては発行会社側が裏書と白紙委任状の真贋を調査する必要があった。

しかしこれでは、発行会社側に大きな負担がかかり、時間もかかること、なにより財閥解体と株式民主化で現物株の譲渡件数が膨大な数にのぼり始めたことから、二五年改正商法では裏書に資格授与の効力を認めるとともに株券に譲渡証書を付ける方式を認めた。この結果、裏書があり譲渡証書の形式が整っていれば真贋の調査は不要で善意取得が認められることになった。

証券会社が顧客から預かった株の売り委託を受けた場合に、いちいち来店して記名捺印してもらうことは煩雑であることから、株式の出来高が増えるとともに証券会社は認め印を多数準備して、売り約定のたびに顧客に代わって捺印して株券を渡せばよいという慣行が出来上がった。この結果、①名義書換を拒否したい閉鎖会社では「ハンコはあるが記名がない」という理由で譲渡を拒否したり(実情は名義書換の時に会社側が記名欄に名前を入れてもよい)、②逆に「裏書が必要な株券を預けているが、私はハンコを押していない、裏書していないから安心」と思っていた顧客から、「ハンコを押していないのに会社は調べもせずに名義書換をした」という訴えが多数出たのである。

そこで事実上、無意味化している裏書制度を廃止し、代わって株券の交付をもつて譲渡の条件にしたのである。他方、長期に保有したい株主にとっては株式の流通よりも株式の静的安全性が大事なので、株券所持の制度がかわせて新設された。

(四) 議決権の不統一行使

昭和三〇年代の高度成長期には、ソニーのように少数ながら海外で増資を行うべく、米国で預託証券(ADR)を発行する例が増えた。米国では株主名簿の株主と実質株主が異なる場合が多々あるが、その場合には、実質株主に議決権がある。そうすると実質株主の間で議決権行使に際し異なる意見が生じた場合、名簿上の株主はそれを反映して不統一行使をする義務がある。

ソニーはAD Rを発行するにあたって、受託機関がAD Rの所持人に尋ねて議決権を行使する旨の契約を締結したという経緯がある。二五年改正商法には、同じ名義人が異なる議決権行使を行える規定が明定されていなかったのである。そこで、議決権の不統一行使が可能になるようにしたのである。

(五) 第三者への新株引受権付与の容易化

二五年改正商法では授權資本制を導入したため、新株引受権はあらかじめ定款に記載すべしとなった。すなわち株主や第三者に対して付与するか否か、付与する場合の条件を記載事項とした。しかし定款で新株の割当先を決めてしまうと取締役会で機動的な資金調達ができないため、多くの場合、定款には「株主は新株引受権を有する。ただし取締役会の決議で株主から取りあげることもできる」旨の記載が多くなった。

これに対し、株主からこういう文言の定款記載は無効であるとの訴えがあり、東京地裁が無効判決を下した。この結果、昭和三〇年に商法が改正され、新株引受先については定款記載事項から外れ、代わって第三者に割り当てる場合には特別決議を要することになった。ところが、これが「公募」の時に問題となったのである。買取り引き受けは、第三者たる証券会社へ新株を割り当てることを意味し、特別決議が必要だという訴えがでて、それを横浜地裁が認めたのである（昭和三七年）。

これでは、公募増資の引き受けはできなくなるし、ひいては資金

調達を阻害する。当時、株主割当額面増資が主流ではあったが、昭和三六年の株式ブーム期には公募増資も行われ始め、増資調達額六、七三九億円のうち三・八%が公募増資によって調達された。

もともと、特別決議を義務付けた趣旨は、株主の財産的利益を害さないようにするためで、株主の会社における支配関係に及ぼす影響を考慮する意識は少なかったと考えられる。というのは当時、特別決議を行って一株五〇円で割り当てる先は従業員や役員向けであって、「新株引受権を有する者は有利な価格で買ってもよい」という商法の規定（二八〇条の三但し書き）があったためである。

そこで証券会社の引受業務をやりやすくするため、有利発行でなければ特別決議を要しない、との改正を行い、同時に二八〇条の三の但し書きを削除することとなった。

(六) 新株引受権の譲渡

新株引受権の譲渡については、当時の商法の規定にはなかった。特に米国に株主がいる場合、株主割当増資に際してSECに届け出て登録しなければ、失権予告つき催告（割当の通知）ができない。したがって米国株主は新株引受権を事実上、行使できない。これまでは米国株主との合意のもとに新株引受権を常任代理人（主として主幹事証券会社）の手許に保留し、日本で換金するか、あるいは新株を購入する方法により、米国株主の利益を保障するよりほかなかった。これに対し、海外株主保護の見地から、新株引受権の譲渡性を明定し、その譲渡方法を法定したのであった。これもまた、

海外からの資金調達を視野に入れた法改正であった。

（七） 転換社債の転換請求期間の拡張

当時の商法では、株主名簿が閉鎖されている期間中は転換社債の転換請求はできないことになっていた。当時の慣行では株主名簿閉鎖期間は、中間決算のある上場会社では一年のうち四か月であり、この間は転換請求できないことになる。これでは株価上昇の時に素早く株に転換して値上がり益を得ることがしにくい。このことが転換社債発行の阻害要因になっていると認識された。そこで、株主名簿閉鎖期間中も転換できるようにしたのである。

このように見ると、昭和四一年商法改正は、昭和三〇年代の証券市場に生じた事態（①現物株の出来高の激増とこれに伴う名義書換件数の増加、②公募増資、転換社債、無額面株での増資など資金調達の多様化、③A D R発行にみられる海外発行、④資本自由化に備えた経営権防衛上の要請など）が、当時の会社法と齟齬をきたしてきたことを反映したものだといえよう。

（注）

（一） 補正予算案（第一号）は、I M F（国際通貨基金）および国際復興開発銀行（世界銀行）の増資に伴い、加盟国であるわが国がこれへの増資払い込み資金として歳入・歳出ともに二五〇億円の予算措置を講じたものである。七月二三日第四九回臨時国会に上程され、八月一日成立し

ている。

（二） 補正予算案（第二号）は、十一月二十四日第五〇回臨時国会にいったん提出されたが、日韓基本関係条約の審議に時間を取られ、財政特例法とともに十二月一日審議未了で廃案となっている。補正予算案（第三号）は第二号案と同じ内容であり、十二月二〇日に再提出された。

（三） 昭和四〇年度予算を通算してみれば公共事業は六千数百億円あった（福田蔵相、衆院大蔵委員会、昭和四〇年十二月二三日）

（四） 衆院大蔵委員会（昭和四一年四月一三日）に提出の資料「日証金を通じる共同証券および保有組合に対する日銀の融資状況」による。なお、日本証券保有組合の日銀借入れは、ピーク時（昭和四〇年七月）で二一五六億円に達していた（衆院大蔵委員会証券小委員会、昭和四一年五月二五日）

（五） 本資料集戦後編第三巻「証券関係国会審議録（三）」所載。

（六） 『日本証券保有組合記録』昭和四四年一〇月、六七ページ。

（七） 昭和四一年度から四五年度までの四年間で金融機関の持ち株比率（以下同じ）は金融機関（投信除く）・生損保の三業態で二四・三％から二九・一％へ、事業法人は一八・六％から二三・一％へあわせて九・三％上昇している。

（八） 『大蔵省証券局年報昭和四二年版』二〇―二二ページ

（九） 実際の手続きは、証券会社振出手形を担保に主取引銀行へ日銀が融資をする形をとった。

（一〇） 日銀特融の根拠について、国会審議録では、一私企業の問題ではなく「証券界の混乱を防ぐため、放置すれば金融全体の問題、海外信用ま

で危機になる」(宇佐美洵日銀総裁、衆院大蔵委員会、昭和四一年四月一三日)とされるが、それ以上の具体的な内容の記述はない。この点、戦後編第九巻解題(小林和子稿)では、①運用預かりが銀行預金類似の大衆貯蓄吸収手段であり、解約に応じられなければ銀行取付けと同様の事態を招く恐れがあったこと、②運用預かり解約不能銘柄として興銀自体の信用を傷つける恐れがあったこと、③当時の証券市場は限界資金源であり、その仲介者である証券会社の経営悪化は単純な経営判断の錯誤や放漫経営によるものではなかったことを大蔵省や金融界は理解していたこと、の三点を証券恐慌の背景(したがって日銀特融の理由)として挙げている(小林和子稿、一六ページ)。

(一一) 「仕切りバイカイ」は顧客とディーラー部門の注文を、「付け合せバイカイ」は顧客の委託注文同士を対当させるものをいう。

(一二) 運用預かりは旧証券取引法四三条第一項に基づく兼業承認業務であるが、改正証券取引法の兼業業務に指定されず、昭和四三年三月に旧法の経過期間満了とともに法的根拠を失って廃止となった。

(一三) 以降、これに代わって「クロス(Cross)取引」が大量売買仕法として利用されることになった。「クロス取引」は競争売買のルールに則ったうえで、これと対当する自社の委託注文または自己勘定と付け合せる取引仕法を言う。

(一四) 昭和三七年の改正は株式会社の計算規定の整備と会社事務手続きの軽減を図るもので、証券市場に直接かわるものではなかった。

目次

昭和統編第一巻の刊行に当たって

証券関係国会審議会（一） 解題

凡 例

一 証券関係国会審議会（一）

第四十九回（臨時）国会 （昭和四十年七月二十二日～昭和四十年八月十一日）

昭和四十年 公債発行に関する件

衆議院 大蔵委員会議録第六号（閉会中審査）（昭和四十年八月十八日）……………一

衆議院 大蔵委員会議録第七号（閉会中審査）（昭和四十年九月二日）……………二

第五十回（臨時）国会 （昭和四十年十月五日～昭和四十年十二月十三日）

昭和四十年 公債発行に関する件

衆議院会議録第三号	(昭和四十年十月十三日)	二七
衆議院会議録第四号	(昭和四十年十月十五日)	二八
衆議院会議録第五号	(昭和四十年十月十六日)	三〇
参議院会議録第四号	(昭和四十年十月十三日)	三三
参議院会議録第五号	(昭和四十年十月十六日)	三三

第五十一回(通常)国会 (昭和四十年十二月二十日～昭和四十一年六月二十七日)

昭和四十年 財政処理特別措置法・昭和四十年年度補正予算案

衆議院会議録第一号	(昭和四十年十二月二十日)	三五
衆議院 大蔵委員会議録第一号	(昭和四十年十二月二十一日)	四七
衆議院 大蔵委員会議録第二号	(昭和四十年十二月二十二日)	四八
衆議院 大蔵委員会議録第三号	(昭和四十年十二月二十三日)	七六
衆議院 大蔵委員会議録第四号	(昭和四十年十二月二十四日)	八五
衆議院 大蔵委員会議録第五号	(昭和四十年十二月二十五日)	一三
衆議院 大蔵委員会議録第六号	(昭和四十年十二月二十六日)	二七
衆議院 大蔵委員会議録第七号	(昭和四十年十二月二十七日)	三九
衆議院 予算委員会議録第一号	(昭和四十年十二月三十一日)	一五四
衆議院 予算委員会議録第二号	(昭和四十年十二月二十二日)	一五八
衆議院 予算委員会議録第三号	(昭和四十年十二月二十三日)	一七三
衆議院 予算委員会議録第四号	(昭和四十年十二月二十四日)	一八三

衆議院会議録第四号(一)(昭和四十年十二月二十四日)	一八六
衆議院会議録第七号(昭和四十年十二月二十八日)	一九四
参議院会議録第一号(昭和四十年十二月二十日)	二〇一
参議院会議録第二号(昭和四十年十二月二十一日)	二〇四
参議院 予算委員会会議録第一号(昭和四十年十二月二十一日)	二一一
参議院 予算委員会会議録第二号(昭和四十年十二月二十五日)	二二三
参議院 予算委員会会議録第四号(昭和四十年十二月二十七日)	二四六
参議院会議録第四号(昭和四十年十二月二十七日)	二五〇
参議院会議録第三号(昭和四十年十二月二十四日)	二五五
参議院 大蔵委員会会議録第二号(昭和四十年十二月二十九日)	二六六
参議院 大蔵委員会会議録第三号(昭和四十一年一月十七日)	二七八
参議院 大蔵委員会会議録第四号(昭和四十一年一月十八日)	三三二
参議院会議録第六号(昭和四十一年一月十八日)	三三三

昭和四十一年度予算編成(建設国債発行)に関する件

衆議院会議録第十号(昭和四十一年一月二十八日)	三四一
衆議院会議録第十一号(昭和四十一年一月三十一日)	三四四
衆議院会議録第十三号(昭和四十一年二月二日)	三四八
衆議院 予算委員会会議録第五号(その一)(昭和四十一年二月四日)	三五二
衆議院 予算委員会会議録第六号(昭和四十一年二月五日)	三五三
衆議院 予算委員会会議録第七号(昭和四十一年二月七日)	三五六
衆議院 予算委員会会議録第九号(昭和四十一年二月九日)	三七五

衆議院 予算委員会議録第十号（昭和四十一年二月十日）	三六〇
衆議院 予算委員会議録第十一号（昭和四十一年二月十一日）	三八八
衆議院 予算委員会議録第十三号（昭和四十一年二月十四日）	三九〇
衆議院 予算委員会議録第十七号（昭和四十一年二月十八日）	三九七
衆議院 予算委員会公聴会議録第一号（昭和四十一年二月二十一日）	四〇一
衆議院 予算委員会公聴会議録第二号（昭和四十一年二月二十二日）	四三三
衆議院 予算委員会第二分科会議録（会計検査院、防衛庁、外務省及び大蔵省所管）第三号（昭和四十一年二月二十六日）	四三七
衆議院 予算委員会議録第二十号（昭和四十一年三月三日）	四四八
衆議院 予算委員会議録第二十一号（昭和四十一年三月四日）	四五四
衆議院 予算委員会議録第二十二号（昭和四十一年三月五日）	四六五
衆議院 議録第二十三号（昭和四十一年三月五日）	四七七
衆議院 議録第八号（昭和四十一年一月二十八日）	四八七
衆議院 議録第九号（昭和四十一年二月二日）	四八九
衆議院 議録第十号（昭和四十一年二月三日）	四九三
衆議院 予算委員会議録第八号（昭和四十一年三月七日）	四九五
衆議院 予算委員会議録第九号（昭和四十一年三月八日）	五〇五
衆議院 予算委員会公聴会議録第一号（昭和四十一年三月十七日）	五二五
衆議院 予算委員会公聴会議録第二号（昭和四十一年三月十八日）	五三三
衆議院 予算委員会議録第十五号（昭和四十一年三月二十二日）	五三三
衆議院 予算委員会議録第十六号（昭和四十一年三月二十三日）	五四三
衆議院 予算委員会第二分科会（総理府、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁）、外務省、大蔵省及び通商産業省所管）	五四三

會議録第二号（昭和四十一年三月三十日）	五二
参議院 予算委員会會議録第二十三号（昭和四十一年四月二日）	五三
参議院會議録第二十号（昭和四十一年四月二日）	五五九

公認会計士法一部改正に関する件

衆議院會議録第二十九号（昭和四十一年三月十八日）	五六四
衆議院 大蔵委員会會議録第二十七号（昭和四十一年三月二十九日）	五六七
衆議院 大蔵委員会會議録第三十五号（昭和四十一年四月二十二日）	五六八
衆議院 大蔵委員会會議録第三十七号（昭和四十一年四月二十七日）	五八二
衆議院 大蔵委員会會議録第三十八号（昭和四十一年四月二十八日）	六〇九
衆議院會議録第四十六号（昭和四十一年四月二十八日）	六一二
参議院 大蔵委員会會議録第十七号（昭和四十一年四月十二日）	六一二
参議院 大蔵委員会會議録第二十四号（昭和四十一年五月二十六日）	六四
参議院會議録第二十九号（昭和四十一年五月二十七日）	六八

租税特別措置法一部改正（売買損失準備金）

衆議院會議録第二十一号（昭和四十一年三月三日）	六三六
衆議院 大蔵委員会會議録第十七号（昭和四十一年三月四日）	六三八
衆議院 大蔵委員会會議録第二十六号（昭和四十一年三月二十四日）	六四〇
衆議院會議録第三十二号（昭和四十一年三月二十五日）	六四一
参議院會議録第十五号（昭和四十一年三月十一日）	六四四
参議院 大蔵委員会會議録第十号（昭和四十一年三月十七日）	六四五

参議院 大蔵委員会会議録第十一号（昭和四十一年三月二十二日）	六四六
参議院 大蔵委員会会議録第十六号（昭和四十一年三月三十日）	六四八
参議院会議録第十九号（昭和四十一年三月三十一日）	六四九

商法一部改正に関する件

衆議院 法務委員会会議録第二十号（昭和四十一年三月二十九日）	六五五
衆議院 法務委員会会議録第二十一号（昭和四十一年三月三十一日）	六六三
衆議院 法務委員会会議録第二十三号（昭和四十一年四月五日）	六七二
衆議院 法務委員会会議録第二十四号（昭和四十一年四月七日）	六九三
衆議院 法務委員会会議録第二十五号（昭和四十一年四月十二日）	七〇一
衆議院 法務委員会会議録第二十六号（昭和四十一年四月十四日）	七〇
衆議院 法務委員会会議録第二十八号（昭和四十一年四月十九日）	七三
衆議院 法務委員会会議録第二十九号（昭和四十一年四月二十一日）	七三三
衆議院 法務委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号（昭和四十一年四月二十二日）	七六〇
衆議院 法務委員会議録第三十号（昭和四十一年四月二十二日）	七八〇
衆議院会議録第四十五号（一）（昭和四十一年四月二十六日）	七八五
参議院 法務委員会会議録第十八号（昭和四十一年五月十日）	七八八
参議院 法務委員会会議録第十九号（昭和四十一年五月十二日）	七九八
参議院 法務委員会会議録第二十一号（昭和四十一年五月二十六日）	八二三
参議院 法務委員会会議録第二十二号（昭和四十一年五月三十一日）	八三八
参議院 法務委員会会議録第二十三号（昭和四十一年六月二日）	八四三
参議院 法務委員会会議録第二十四号（昭和四十一年六月七日）	八五四

参議院会議録第三十二号（昭和四十一年六月八日）	八七五
-------------------------	-----

金融・証券に関する件

衆議院 大蔵委員会議録第九号（昭和四十一年二月十五日）	八八一
衆議院 大蔵委員会議録第十一号（昭和四十一年二月十八日）	八八九
衆議院 大蔵委員会議録第十三号（昭和四十一年二月二十三日）	八九三
衆議院 大蔵委員会議録第十四号（昭和四十一年二月二十五日）	八九八
衆議院 大蔵委員会議録第三十一号（昭和四十一年四月十三日）	九〇三
衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第一号（昭和四十一年五月十一日）	九一七
衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第二号（昭和四十一年五月二十五日）	九四四
衆議院 大蔵委員会議録第四十九号（昭和四十一年六月八日）	九四九
衆議院 大蔵委員会金融及び証券に関する小委員会議録第三号（昭和四十一年六月二十四日）	九五六
参議院 大蔵委員会議録第七号（昭和四十一年二月二十四日）	九六六
参議院 予算委員会第二分科会（総理府、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁）、外務省、大蔵省及び通商産業省所管）	九六九
会議録第三号（昭和四十一年三月三十一日）	九七五
参議院 大蔵委員会議録第二十六号（昭和四十一年六月二日）	九七五

第五十二回国会

（昭和四十一年七月十一日～昭和四十一年七月三十日）

金融・証券に関する件

衆議院 大蔵委員会議録第六号（閉会中審査）（昭和四十一年八月二十四日）	一〇〇一
-------------------------------------	------